

令和 8 年 度

定期監査結果報告書

(第 1 次分)

和泉市監査委員

頁数には表紙・目次等を含みます。

監査報告第30号
令和8年8月25日

和 泉 市 長 辻 宏 康 様
和 泉 市 議 会 議 長 山 本 秀 明 様
和泉市教育委員会教育長 大 槻 亮 志 様

和泉市監査委員 船 富 康 次
和泉市監査委員 埴 田 英 伸

令和8年度定期監査結果報告

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和8年度の定期監査（第1次分）を実施したので、その結果について同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目 次

	頁
第 1 監査の種類 -----	4
第 2 監査の対象 -----	4
第 3 監査の主な着眼点 -----	4
第 4 監査の主な実施内容 -----	4
第 5 監査等の実施日程及び場所 -----	5
第 6 監査の結果 -----	5
1 地方自治法第 199 条第 1 項に基づく財務監査について -----	5
(1) 和気小学校 -----	5
(2) 芦部小学校 -----	5
(3) 北池田小学校 -----	5
(4) 北松尾小学校 -----	5
(5) 鶴山台南小学校 -----	6
(6) 光明台北小学校 -----	6
(7) 和泉中学校 -----	6
(8) 南池田中学校 -----	6
2 地方自治法第 199 条第 2 項に基づく行政監査について -----	6
第 7 意見 -----	8

第1 監査の種類

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査

- ・地方自治法第199条第1項に基づく財務監査
- ・地方自治法第199条第2項に基づく行政監査

第2 監査の対象

- 1 対象機関：小学校 6校（和気小学校、芦部小学校、北池田小学校、
北松尾小学校、鶴山台南小学校、光明台北小学校）
中学校 2校（和泉中学校、南池田中学校）
- 2 対象事務：令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事務事業

第3 監査の主な着眼点

- ① 公金・準公金の取扱い状況について
- ② 取得備品や理科薬品の管理状況について
- ③ 郵券・タクシー乗車券の管理状況について
- ④ 児童生徒の教育環境の実態（不登校、児童虐待の状況など）に応じた支援について
- ⑤ その他 学校における働き方改革の取組状況などについて

第4 監査の主な実施内容

令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における財務などに関する事務事業について、和泉市監査基準第16条に基づき、次の実施手続きを組み合わせ、監査を行った。

- 1 実 査：事実の存否について、実地に現物検証、現場検証等によって直接検証する。
- 2 確 認：事実の存否について、当該事項に関係のない第三者の証明書等の証拠をもって確かめる。
- 3 証憑突合：資産、負債、取引や事象が正しく記録されていることを、その根拠となる資料等で確かめる。
- 4 計算突合：記録や文書の計算の正確性を自ら計算し確かめる。
- 5 質 問：事実の存否又は問題点について、関係職員に質問して、回答又は説明を求める。
- 6 閲 覧：紙媒体、電子媒体又はその他の媒体による組織内外の記録や文書を確認する。

第5 監査等の実施日程及び場所

- 1 実施日程：令和8年6月1日から令和8年7月24日
- 2 実施場所：市役所会議室、各小・中学校

第6 監査の結果

1 地方自治法第199条第1項に基づく財務監査について

財務監査においては、主に「公金・準公金の支出」、「取得備品・理科薬品の取得及び管理」、「郵券・タクシー乗車券の取得及び管理」など、適正に事務が執行されているかについて監査を行った。

監査を行った各小・中学校において、財務会計上の処理は、適正かつ効率的に執行されていたが、一部の学校における事務処理において、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

また、以下個別に指摘する項目のほか、準公金における立替払いが見受けられた。

従来から各種法令や「学校会計事務必携」などを再確認し、適正に事務処理を行っていただくようお願いしているところであるが、引き続き、教育委員会事務局から学校に対し、周知徹底を図られたい。

なお、これまでの定期監査の意見を踏まえ、徴収額が少額の準公金（諸費）については、令和8年度から廃止または他の項目と統合し、事務負担の軽減が図られていた。

（1）和氣小学校

- ・就学援助費の現金出納帳において、金額に誤りが見受けられた。
- ・児童会費で物品を購入しているが、領収書の金額に誤りが見受けられた。

（2）芦部小学校

- ・積立金で物品を購入しているが、日付が記入されていない請求書が見受けられた。
- ・PTA会費の現金出納帳において、日付に誤りが見受けられた。

（3）北池田小学校

- ・PTA会費の現金出納帳において、金額に誤りが見受けられた。

（4）北松尾小学校

- ・指摘事項なし

(5) 鶴山台南小学校

- ・教育充実費で物品を購入しているが、日付が記入されていない納品書・請求書が見受けられた。

(6) 光明台北小学校

- ・指摘事項なし

(7) 和泉中学校

- ・指摘事項なし

(8) 南池田中学校

- ・指摘事項なし

2 地方自治法第199条第2項に基づく行政監査について

行政監査においては、「教職員の働き方改革」、「教職員のメンタルヘルス」、「児童生徒の不登校の状況及び対策」、「ヤングケアラーの状況及び対策」など、児童生徒の教育環境の実態に視点を置き監査を行った。

監査の結果は以下のとおりであり、いずれも適切に実施されていた。

- (1) 教職員の働き方改革については、教職員が健康でいきいきとやりがいをもって勤務し、学校教育の充実が図られるよう、「和泉市立学校における働き方改革の取組指針」が令和6年1月に作成されているところであるが、各学校において会議時間等の見直し、業務の平準化、ICTの活用など、管理職のリーダーシップの下、勤務時間の縮減に取り組んでいた。
- (2) 教職員のメンタルヘルスについては、各学校において管理職が問題意識を持ち、教職員の様子を日常的に観察し、教職員と積極的にコミュニケーションを図っており、「いつもと違う」様子の早期発見・早期対応に繋げられるよう取り組んでいた。また、様々な問題に対して、ひとりで抱えこまず、学年や学校全体組織の問題として対応する仕組みが構築されていた。
- (3) 児童生徒の不登校については、各学校において作成した「6つのレベルに応じた欠席・長欠・不登校対応チャート」を活用して、不登校の兆候を早期に把握し、正しいアセスメントに基づいた対応を行っていた。また、ケース会議等により教職員間で情報共有し、学校に設置された校内教育支援センターや市教育センターのグリーンルームを活用するなど、ケースに応じて支援を行い、学びにアクセスできない子どもをなくすよう取り組んでいた。

- (4) ヤングケアラーについては、各学校において、市独自の生活実態アンケートを実施し、アンケート結果から気になる児童生徒に対し、聞き取りを行い早期発見に努めていた。また、対応が必要な場合は、スクールソーシャルワーカー等の専門家や関係機関と連携し支援に繋げていた。

第7 意 見

- (1) 「第6 監査の結果」で指摘した準公金における立替払いや準公金において購入した物品の納品書、請求書の日付漏れについては、今後、適正な事務処理が行われるよう改めて周知徹底していただきたい。
- (2) 教職員の働き方改革については、「和泉市立学校における働き方改革の取組指針」に基づき、各学校において、子ども達と向き合う時間の確保及び時間外勤務の削減に取り組まれていた。長時間勤務の是正は、質の高い教育の確保や教職員の健康問題に直結するため極めて重要であると認識している。このため、引き続き、業務平準化のために夏休み等の授業を行っていない期間を効率的に活用したり、既存業務について、教職員の意見を積極的に聴取し、その必要性や効果を検証して廃止または簡素化できるものについては見直しを行って、より効果的、効率的な学校運営に努められたい。
- (3) 教職員のメンタルヘルス対策については、管理職を中心に風通しの良い職場環境づくりに取り組まれていた。近年、学校を取り巻く環境の変化及び教職員の業務の多様化に伴い、教職員の心身への負担が懸念される中、教職員が健康に働き続けられる職場環境を維持・向上させることは、教育の質の確保に直結する喫緊の課題でもあることから、メンタルヘルス不調の要因を踏まえ、専門家の知見等も活用するなど、必要な対策に努められたい。

最後に、今年度の監査において、各学校で掲げている教育目標などに基づき、学校教育に取り組んでいる真摯な姿勢が感じられた。また、不登校、ヤングケアラー、虐待などの諸課題に対して関係部署だけでなく、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門分野の人材と一丸となり、管理職のリーダーシップのもと組織的に取り組まれていた。

引き続き、すべての児童生徒が安全で安心して学べる体制づくりに努めていただきたい。